

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年能登半島地震に伴う航空重力測量の航空機運航関連業務 (単価契約)
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官国土地理院長 大 木 章 一 茨城県つくば市北郷1番
契 約 締 結 日	令和 6年 3月12日
契約の相手方の氏名及び住所	共立航空撮影株式会社 法人番号 6012401013623 東京都三鷹市大沢5丁目21番13号
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	73,562,026円
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	73,562,026円
随意契約によることとした理由	<p>本件は、令和6年能登半島地震に伴う変化を反映した標高基準の構築に向けた航空重力測量を実施するため、航空機の準備、運航等を行うものであり、被災地の復旧・復興のため緊急を要するものである。</p> <p>航空機に航空重力計を搭載するには、航空法に基づく航空機の修理改造検査を受検する必要があり、この検査には3か月程度要する。</p> <p>北陸地方の航空重力測量を完了するには最低5か月必要だが、北陸地方は冬季に近づくと上空の風速が15m/sを超えることが多くなり、航空重力測量が実施できなくなる。年度内に当該作業を完了するには、4月には作業を開始し、9月頃までに航空重力測量を完了させる必要がある。このスケジュールで業務を実施できるのは、令和元年に航空機の修理改造検査を終えており、修理改造検査を省略できる航空機を所有する共立航空撮影株式会社だけである。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号により、共立航空撮影株式会社と随意契約しようとするものである。</p>
備 考	